

船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（以下「基準条例」という。）の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種の基準を定めるものとする。

(職員の員数、職種)

第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合の職員の員数、職種は、担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね2,000人まで増加するごとに、基準条例第3条第1項第1号から第3号までに掲げる者のいずれか1人を増員する。

2 前項に定める職種、員数については、地域包括支援センターの協働機関である在宅介護支援センターの専従常勤職員を充てることができる。

3 基準条例第3条第1項第1号及び第2号に掲げている「準ずる者」についての基準は下記の表の通りとする。

	準ずる者の基準
基準条例第3条第1項第1号	看護師資格を有し、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験及び地域ケア、地域保健等に関する経験が1年以上ある者をいう。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。
基準条例第3条第1項第2号	福祉事務所等の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。